

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の七中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に改め、「施設」の下に「、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業に係る相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービス若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習指導その他の教育支援活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「出迎える」を「出迎え、又は見送る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。